



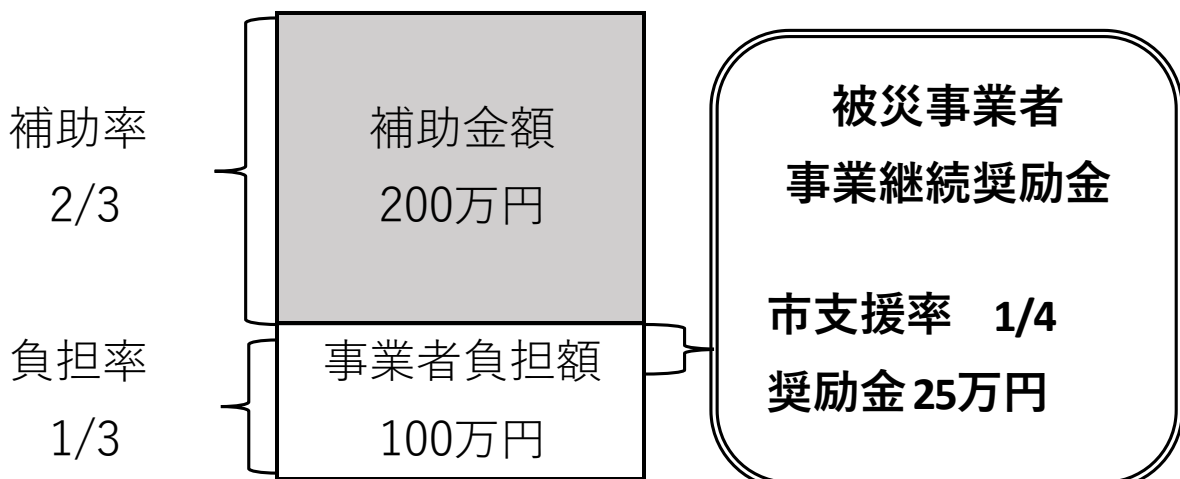
## 千曲市被災小規模事業者事業継続奨励金

千曲市では、「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）」を活用して、令和元年台風第 19 号災害による被災後も、千曲市内で事業継続に取り組む事業者の皆様を支援する奨励金（補助対象経費の事業者負担の 1/4 以内(上限額 25 万円)）を交付します。

申請受付を令和元年 12 月 20 日（金）より開始します。

### 試算例

被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)  
施設等復旧に要する対象経費300万円の場合



【対象者】(1)～(4)全ての要件を満たす事業者

- (1) 令和元年台風第 19 号により施設、設備、機械、車両などが被災した小規模事業者で、市内で事業継続、又は事業継続する予定であること。
- (2) 千曲市長が発行した罹災届出証明書の交付を受けていること。
- (3) 「被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)」の交付決定を受けていること。
- (4) 千曲市税の滞納がないこと。

#### 【問合せ先・申請場所】

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地  
千曲市経済部 産業振興課 産業振興係  
電話 026-273-1111 (内線 3302)  
E-mail sangyo@city.chikuma.lg.jp